**奄美群島の宝を次世代につなぐ助成事業　募集要項**

**１　本助成事業の趣旨**

奄美群島の島々は国立公園として指定されており、豊かで多様な自然環境と固有で希少な動植物からなる生態系、そして人と自然のかかわりから生まれた文化景観が残されています。また、その一部は世界自然遺産に登録され、現代を生きる我々は、奄美群島の自然を世界の宝として後世に引き継いでいかなければなりません。

そのため、奄美群島の自然環境に関する環境学習活動や保全活動、歴史・文化を学ぶことにより、こども達の意識向上を図ることを目的として当該事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものです。

**２　募集の概要**

この事業は、奄美群島内に住所を有する民間団体が、当該事業を行おうとすることに対して、奄美群島の宝を次世代につなぐ助成事業助成金交付要綱の規定に基づき助成金を交付するものです。

**３　対象事業**

助成対象事業は、奄美群島のこども（18歳以下の者をいう。）が主たる参加者として開催される次に掲げる事業とします。

（１）　環境学習活動のための事業（学習会又はフィールドワーク）

（２）　環境保全活動のための事業（外来種駆除活動、清掃活動、植栽活動）

（３）　奄美群島の子ども達が参加する郷土教育に対する助成事業（郷土教育活動）

助成対象事業は、参加者のうち概ね５人以上がこどもであり、奄美群島内で実施される事業とします。

|  |  |
| --- | --- |
| **事　業　の　例** | |
| 学習会 | 地域のこども会等が専門家を招き、自然・歴史・文化についての勉強会を主催　等 |
| フィールドワーク | 奄美群島エコツアーガイドを講師とし、森や海岸での観察会を主催　等 |
| 外来種駆除活動 | 専門家として奄美群島エコツアーガイドを招き、外来種駆除活動を主催　等 |
| 清掃活動 | 地域のこども会等が森や海岸等の清掃活動を主催　等 |
| 植栽活動 | 専門家の指導の下、奄美群島の環境保全に資する植栽活動を主催　等 |

**４　助成対象団体**

　助成対象団体は、当該事業を行おうとする奄美群島内に住所を有する民間団体とします。民間団体とは、以下の団体を想定しています。

　・ＰＴＡ、こども会、NPO法人、その他任意団体

　なお、１団体の申請回数は、その年度のうち１回までとします。

**５　助成金額**

　助成金額は、助成対象経費の額、または30万円のいずれか少ない額とします。

なお、助成を決定する際、事務局による審査の結果により、申請された助成金額より減額

した助成を決定することがあります。

**６　事業の実施期間**

本事業による助成金の交付決定日から令和８年２月27日（金）までとします。

**７　対象となる経費**

対象となる経費は、事業を進める上において必要かつ最も効率的な経費であり、交付決定日～令和８年２月27日（金）までに支払いが完了する経費とします。

なお、他の補助金等との重複は認めません。

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目 | 内　　　　　　容 |
| 謝金 | ・事業実施に要する専門的観点からの助言や指導、講習等のために  依頼した専門家等に支払う謝金  ※主催者自らを講師、専門家またはそれ以外の者として取り扱わないこととします。  ※謝金の対象となる専門家は、奄美群島エコツアーガイド（認定ガイド・登録ガイド）、大学教授及びこれに準ずる者等とし、事務局がその専門性について認めた者とします。  ・助成対象となる謝金単価の上限  ①奄美群島エコツアーガイド、大学教授及びこれに準ずる者については１人あたりの上限額を以下のとおりとします。  （過去の例）准教授、大学関係者等  　・6,100円/１時間  　・40,000円/１日  ②上記以外の者については、１人あたりの上限額を以下のとおりとします。（過去の例）緊急時の救助活動に要する看護師等  　・3,900円/１時間  　・24,000円/１日 |
| 講師旅費 | ・謝金を支払う専門家等の移動に必要な交通費の実費  ※必要かつ最も効率的な経路とすること。  ・謝金を支払う専門家等の招集に必要な宿泊費の実費  ※日程や交通手段の都合上、前泊が必要な場合は前泊分を含む |
| 消耗品費 | ・事業実施に必要な消耗品費  ※購入する消耗品費の単価は１万円以内とし、併せて１事業あたりの上限は２万円とします。  ※支払期限末に集中的に購入されたものなど、使途により助成対象外となる場合があります。 |
| 燃料費 | ・事業実施に必要な燃料費  ※燃料費は本事業で実施しようとする事業に直接関係あるものだけをいい、参加者個人の車両や事業に使用しない機材等に対するものは対象外とします。 |
| 印刷製本費 | ・事業実施に必要なテキスト等印刷製本費  ※印刷製本費は本事業で実施しようとする事業に直接関係あるものだけをいい、団体紹介パンフレット等は対象外とします。 |
| 処分手数料 | ・事業実施に必要な処分手数料  ※本事業により集められた植物・漂着物等を処分するための経費を対象とします。  ※放置された車両、船舶等の処分に係る経費は対象外とします。 |
| 通信運搬費 | ・事業実施に必要な通信運搬費  ※通信運搬費は本事業で実施しようとする事業に必要な郵便代等直接関係あるものだけをいい、団体の通常活動の経費は対象外とします。  ※電話代、インターネット通信料は対象外とします。 |
| 広告料 | ・事業実施に必要な広告料  ※広告料は本事業で実施しようとする事業の周知等直接関係あるものだけをいい、団体の活動紹介等は対象外とします。 |
| 借上料 | ・事業実施に必要な借上料  ※借上料は本事業で実施しようとする事業に直接関係あるものだけをいい、重機、自動車、船舶に対する借上料を対象とします。 |
| 種苗代 | ・事業実施に必要な種苗代  ※植栽活動を行う際は専門家の指導の下、外来植物の拡大とならないよう種苗の選択を行うこと。 |
| 保険料 | ・事業実施に必要な保険料  ※フィールドワーク、環境保全活動の参加者に対する傷害保険を対象とします。 |
| 食糧費 | ・事業実施に必要な食糧費（清掃活動前後の飲料）  ※食糧費は本事業で実施しようとする事業に直接関係あるものだけをいい、それ以外のものは対象外とします。 |
| キャンセル料 | ・台風や災害、感染症の拡大等、助成対象団体に帰責性のない事由（不可抗力）を原因としたイベント等の変更または中止した場合に生じたキャンセル料。  （不可抗力による中止と認められるケースの例）   1. 警報発令（予想も含む）等の荒天による変更または中止の場合（例：特別警報、暴風警報、大雨警報、大型台風の接近等） 2. 災害等によりイベント等が開催できなかった場合、 3. 感染症等の拡大による変更または中止の場合   ※主催者都合による中止の場合は補助対象とはなりません。  （キャンセル料の補助対象となる経費）  ・台風等によりイベント等が中止になった事で、行ってもらう予定であった事業に係る委託業務（借上料、会場設営撤去等）などをキャンセル（取消）した事で支払いが必要となった経費。  ※計画通りに事業が実施できていれば発生しなかったが、キャンセル（取消）したことによって必要となった経費が対象となります。  ※キャンセル料（一部の場合もあり）の補助により、事業実施団体の経済的負担の軽減を図るものです。 |

**８　経費に関する添付書類**

　実績報告時には、経費に関する証拠書類として、領収書等の写しの提出が必要です。

また、但し書きにその借用や購入したものに関する記載をお願いします。

**９　助成対象外経費**

　次の経費は対象外とします。

　（１）備品購入費

　　　　例：チェーンソー、草刈り機等の購入費　等

　（２）食糧費

　　　　例：講師及び参加者の食事代　等

　（３）参加者に対する人件費

　　　　例：事業に参加した者への日当　等

　（４）参加者に対する旅費

　　　　例：事業開催地までの交通費　等

　（５）助成対象団体が主催者とならない有償プログラムへの参加費

　　　　例：イベントへの参加費　等

（６）謝金

　　　例：主催者自らに対する謝金

**10　募集期間と応募方法**

（１）　募集期間

令和７年５月１日（木）～令和８年２月６日（金）17時　必着

　※上記締切日時を超えて提出された応募書類については、いかなる理由があっても

受理できません。

（２）　応募方法

下記（４）の申請書類を以下の提出先までメールにより提出してください。

（３）　提出先

　　　　E-mail：[ecotourism@amami.or.jp](mailto:ecotourism@amami.or.jp)

奄美群島広域事務組合　奄美振興課　エコツーリズム推進係

（４）　応募書類

　　　・　交付申請書（第１号様式）

　（５）　応募時の留意事項

　　　　※メールの件名に「【応募】団体名」と記入してください。

※様式は、奄美群島広域事務組合のホームページに掲載していますので、ダウンロードの御利用ください。（http://www.amami.or.jp）

※申請書類は、ワープロソフト等を使用して日本語で作成してください。

（手書きの書類は受付できません。）

**11　交付決定までの流れ**

（１）　助成対象団体は、奄美群島広域事務組合において交付決定基準に合致することを確認し、申請順に決定します。

（２）　審査の過程で、申請いただいた事業内容等に不明な点があれば、電話等で確認をさせていただくことがあります。

**12　交付決定基準**

（１）　事業の内容が、奄美群島の自然環境に関する環境学習活動、保全活動や歴史や文化を学ぶことにより、こども達の意識向上を図るという本助成事業の目的に適している。

（２）　事業の内容や参加人数、費用が適切に計上されている。

　（３）　事業の確実性が高く、周辺環境や景観の維持、向上への貢献が期待できる。

**13　交付決定通知**

（１）　交付決定通知は、交付決定となった団体に対して、文書にてお知らせいたします。

（２）　応募書類の受付から交付決定まで、最長で２週間の書類審査を想定しています。

**14　報告等について**

事業が完了したときは、30日以内又は令和８年２月27日（金）のいずれか早い日までに、次の「実績報告書類」を提出していただきます。

（１）　実績報告書（第３号様式）

（２）　事業実施状況写真（電子データによる提出とする。）

（３）　参加者アンケート（任意様式、参考資料有り。）

（４）　証拠帳票類（領収書等）の写し（領収書の日付及び但し書きを記載すること。）

**15　助成金の交付**

　助成金の支払いは、原則、事業終了後の精算払とし、実績報告及び助成金額の確定後に交付請求書（第５号様式）を提出していただき、お支払いいたします。

ただし、事業が採択され、交付決定通知を受けた事業について、事業終了前の支払い（概算払）を希望する際は、奄美群島広域事務組合の承認を受ければ可能です。 概算払いについては、全体事業費の８割を上限としてお支払いします。全体事業費の算出に係る根拠資料（請求書や見積書等）をご準備の上、ご相談下さい。

**16　交付決定の取消し**

助成金の交付決定又は確定後であっても、次のいずれかに該当するときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

（１）　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（２）　助成金を他の用途に使用したとき。

（３）　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）　法令等に違反したとき。

（５）　その他助成事業の実施に関して奄美群島広域事務組合の指示に従わないとき。

**17　助成金の返還命令**

交付決定を取り消した場合や、実績報告の事業費が概算払額を上回っている場合は、助成金の返還を命じます。

**18　情報公開・情報提供**

・　本事業は、奄美群島広域事務組合に設置されている「世界自然遺産基金」への浄財を財源として実施されることから、助成対象団体、事業内容については、奄美群島広域事務組合のホームページ、新聞紙面等で公表いたします。

・　事業実施状況写真、参加者アンケートも公表することがありますので、助成対象団体の責任において、参加者に対し顔写真やアンケートが公表されることについて了解を得てください。

・　助成対象団体においても、事業を実施する際は、**必ずマスコミ等への取材依頼を行ってください。**その際、「本事業は奄美群島広域事務組合が実施する“奄美群島の宝を次世代につなぐ助成事業”による実施であること」をお伝えください。

**【お問い合わせ先】**

奄美群島広域事務組合　エコツーリズム推進係

〒894-0026　奄美市名瀬港町15－1（奄美大島紬会館７Ｆ）

担当：永井　池本　上村（カンムラ）

TEL：0997-52-6032　　FAX：0997-52-9618

E-mail：ecotourism@amami.or.jp　　組合HP：http://www.amami.or.jp